

東かがわ市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

令和4年3月23日告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、市民が家庭から排出するごみを自ら処理するため、生ごみ堆肥化容器等を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民のごみに対する分別意識を高め、もってごみの減量化の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、東かがわ市に居住する者で、市の指定する生ごみ堆肥化容器等(以下「補助対象機器」という。)を設置できる場所を有し、補助対象機器を新たに購入し、適正に維持管理ができる者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、補助対象者又はその同一世帯に属する者に別表第1に掲げる市税等の滞納がないこと。

(補助対象機器及び補助金額)

第3条 補助対象機器及び補助金額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金額は、補助対象機器の取得価格の2分の1又は同表に掲げる補助金額のいずれか低い額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、生ごみ堆肥化容器等の購入を証する証票書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、別表第3に掲げる補助対象機器について補助金の交付を受けた者は、同表に規定する耐用年数の期間内は、当該補助金の交付申請をすることができないものとする。

2 前項本文の規定による申請は、生ごみ堆肥化容器等の購入をした日から1年以内にしなければならない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の申請、請求等の委任)

第6条 補助対象者は、補助金の申請、請求等を代理人選任届(様式第2号)により委任することができるものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他適正な使用と認められないとき。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の引田町生ごみ処理機購入補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）又は大内町生ごみ堆肥化容器設置補助金交付規程（平成3年大内町規程第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年6月28日告示第51号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第58号）

この告示は、東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第42号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日告示第74号）

この告示は、令和2年6月19日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第49号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第21号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市税等	
1	東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例（平成15年東かがわ市条例第55号）に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例（平成15年東かがわ市条例第99号）に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東かがわ市条例第2号）に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例（平成15年東かがわ市条例第150号）に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則（平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号）に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例（平成18年東かがわ市条例第22号）に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則（平成26年東かがわ市規則第30号）に規定する利用者負担額
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年東かがわ市条例第64号）に規定する一般廃棄物の手数料
10	東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号）に規定する家賃
11	東かがわ市下水道条例（平成15年東かがわ市条例第140号）に規定する使用料
12	東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第141号）に規定する負担金
13	東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成29年東かがわ市条例第36号）に規定する分担金
14	東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する分担金
15	東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
16	東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定す

る分担金

17 住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金

別表第2（第3条関係）

補助対象機器	補助金額		備考	
電動生ごみ処理機	1台	30,000円	1世帯につき	1台を限度
コンポスト	1基	3,000円	1世帯につき	2基を限度
EM容器	1個	750円	1世帯につき	2個を限度
EMぼかし	1袋	150円	1世帯1か月につき	5袋を限度

別表第3（第4条関係）

補助対象機器	耐用年数
電動生ごみ処理機	5年